

作成年月日：平成12年8月31日
担当課室名：化学物質管理課
産業科学技術研究開発課
決 裁 者：照井 恵光
川口 幸男

事前評価書

施策・制度名	化学物質管理対策の推進
1. 施策・制度の必要性	
環境ホルモン、ダイオキシン問題などに見られるように、現在、化学物質の安全性やその環境に与える影響が社会的に大きな議論となっており、国民に多大な不安感を与えている。これらの5万から10万種にのぼると言われる化学物質は近年増加の一途をたどる一方、これらの個々の化学物質が持つ有害性等に関する知見は著しく不足しており、安全性が確認されていない化学物質がほとんどを占めているのが現状である。こうしたことから、過去においてはPCB摂取による健康被害等の公害問題が発生しているところであり、さらには、近年においても環境ホルモン等の問題が新たに提起されているところである。 このような不安を一掃し、化学物質のリスクを的確に認識し対処することにより、安心かつ安全な国民生活や産業活動が実現される持続可能な経済社会を構築することが求められている。このためには、 ①身の回りにある化学物質の有害性等についてのデータ蓄積や新たな評価手法の確立等により、化学物質のリスクに対する科学的な知見を充実すること ②これらの化学物質を事業活動等において適切に管理し、人や環境に対する影響を最小限にとどめるために、化学物質の環境への排出量等の届出を義務づける「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下、化学物質管理促進法）」や有害化学物質の製造等を規制する「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下、化審法）」の適切な施行等を図ることにより、化学物質の適切な管理を行うことが必要である。 化学物質の持つリスクは従来より指摘されてきたが、環境ホルモンに対する社会的な問題意識の急激な高まり等に見られるように、近年、化学物質への懸念はとみに増大しており、政府、地方公共団体、市民団体、事業者団体等の様々な場でこうした問題が議論され、早急な対策強化の必要性が叫ばれている。また、こうした化学物質に対する問題意識は諸外国でも同様に高まっており、特定の有害化学物質による汚染防止のための条約交渉が進むなど、地球規模の観点からも本分野における取組が強く求められているところである。 なお、こうした取組は、 ①化学物質の有害性評価は客観的・中立的であるべきことから、利害関係者となる事業者でなく公的な主体が実施することが求められているとともに、 ②これらの化学物質は国民経済全般にわたって利用されるため、経済活動全体の共通の基盤となるものであり、その管理は、個々の事業者ではなく公的主体が取り組むことが適切であること などから、「行政関与のあり方に関する基準」における「公共財的性格を持つ財・サービスの供給」としての位置づけが強く、科学的知見の充実による化学物質の有害性に関する情報の国民への効率的かつ公平な提供（情報の生産性）の観点からも国自らが主体的に事業を推進する必要がある。	
2. 施策・制度の目的	
環境ホルモン、ダイオキシン問題等化学物質の人や環境に与える影響に対する懸念が増大する一方で、数万種にのぼる化学物質の有害性等に関する知見の不足や適切なリスクの評価・管理が行われていないのが現状である。	

このため、身の回りにある化学物質のリスクを正確に把握し、また、国・地方公共団体、事業者、N G O、国民等が化学物質の安全性に係る情報を容易に入手・評価し得る基盤の整備及び必要な対策を国際的な調和を図りつつ、適時適切に講ずることが可能な化学物質管理体制の構築を目指す。

3. 目標、目標達成度指標及び達成時期

(1)目標及び指標

- 1) 身の回りにある化学物質の有害性等についてのデータ蓄積や新たな評価手法の確立等により、化学物質のリスクに対する科学的な知見の充実を図る。
- 2) これらの化学物質を事業活動等において適切に管理し、人や環境に対する影響を最小限にとどめるために、化学物質の環境への排出量等の届出を義務づける「化学物質管理促進法」や有害化学物質の製造等を規制する「化審法」等の関連する法律の適切な施行を図る。
[化学物質の安全性データ取得数、統一された試験・評価手法数の増加、自ら適切なリスク評価を行う事業者数の増加]

<個別事業毎の具体的目標>

※ [] は指標、[] 内の () は指標の現状値。

1) 科学的知見の充実

a) 化学物質総合評価管理プログラム（工業技術院との共同施策）

- ①化審法上のリスク管理の必要性が高い化学物質（約4000物質）の分解性、蓄積性に関するデータ取得・安全性点検の推進
[データの取得数（H12FYまでに約1200物質）]
- ②国・地方公共団体、事業者等が化学物質のハザードやリスクを容易に評価し得る新たな基準・手法（ものさし）を確立
[新たな基準・手法の確立数]

b) 高生産量化学物質の有害性データ整備・評価事業

- ①我が国独自の高生産量化学物質のうち、特に対応する必要がある化学物質（約30物質）の基本的性状に係るデータ取得及び評価を推進
[データの取得・評価数]

c) 環境ホルモン効果に関する評価・試験法開発事業

- ①環境ホルモンと疑われる物質として環境庁が採り上げた67物質を中心に海外における規制動向や文献調査の実施及びOECD（経済協力開発機構）の枠組みで提案されているスクリーニング試験法を検証
[情報収集を終了した物質数]
- ②上記スクリーニング試験データを活用した化学物質の構造から環境ホルモン作用を予測する「構造活性相関システム」を開発し、身近に存在する約500の化学物質の環境ホルモン作用を検証
[環境ホルモン作用の検証数]

2) 法律の適切な施行

a) 化学物質総合管理対策事業

- ①化学物質管理促進法の円滑な実施
[MSDS^{※1}の未交付件数（苦情等により把握される件数）、PRTTR制度^{※2}の未届出件数、リスク・コミュニケーションが行われないことに対する国民等からの苦情件数]
- ②OECD、UNEP（国連環境計画）等国際的な検討への我が国からの提言、国際的取決めの国内施策への反映
[国際機関への提言数、国内施策への反映数]

b) 化学物質試験方法開発等委託事業

適切な試験法等の確立と化審法安全性審査への活用

[化審法への活用数（これまでに5件）、OECDテストガイドライン^{※3}への提案数（これまでに3件）]

c) 化学物質管理ナレッジネットワークシステムの開発事業

- ①化審法等の化学物質関連法令関連の申請・届出についてインターネットによる電子申請・届出を行うための仕組みの構築及び利用促進

[対象となる事業者や全体の申請・届出件数に対する電子申請・届出の割合 (化審法における新規化学物質の届出件数：約300件／年、少量新規化学物質9,000件／年、第2種特定化学物質の製造数量等の届出件数：約160件／年、一方、化学物質管理促進法の対象となる事業者：数万)] ②事業所からの化学物質の排出量を事業者が簡易に把握するためのシステムの構築・利用促進 [システムの利用件数] ※1 MSDSの交付：事業者が対象化学物質の譲渡等を行うに際し、相手方に対して当該化学物質の性状及び取扱いに関する情報を提供。 ※2 P R T R 制度：事業者は化学物質の環境への排出量・移動量を把握し、都道府県経由で国（事業所管大臣）に届出。さらに、国（環境省、経産省）は結果を集計・公表。 ※3 OECDテストガイドライン：OECDにおいて個々の化学物質や農薬、医薬品といった化学製剤の有害性を評価するために使われる方法を集成したもの。物理的・化学的な性質に関する試験、人の健康と野生動物に対する影響、環境中での蓄積と分解性などについての試験方法を扱っている。 (2)達成時期 1) 科学的知見の充実 a) 化学物質総合評価管理プログラム（工業技術院との共同施策） 平成17年度（国、OECD等への反映は平成18年度以降） b) 高生産量化学物質の有害性データ整備・評価 平成16年度（OECDでの評価の完了は、平成17年度以降） c) 環境ホルモン効果に関する評価・試験法開発 平成14年度：人の健康に及ぼす影響に関するデータの取得、構造活性相関システムの開発。（目標の①～②） 平成16年度：構造活性相関システムを活用した国民の身近に存在する化学物質の有害性評価。（目標の③） 2) 法律の適切な施行 a) 化学物質総合管理対策 平成17年度 b) 化学物質試験方法開発等委託事業 平成17年度 c) 化学物質管理ナレッジネットワークシステムの開発 平成15年度	4. 施策・制度の説明 「環境対応技術開発等委託費」として（財）化学物質評価研究機構等への委託による「高生産量化学物質の有害性データ整備・評価事業」、「環境ホルモン効果に関する評価・試験法開発事業」やNEDOを通じた「化学物質総合評価管理プログラム」により、試験法の確立や安全性の点検を推進し科学的知見の充実を図る。また、「化学物質総合管理対策」により化学物質管理促進法の施行準備、「化学物質安全確保・国際規制対策推進等委託費」における「化学物質試験方法開発等委託」、新たに創設する「化学物質管理ナレッジネットワークシステムの開発事業」により、関連法律の円滑な施行のための基盤を整備する（製品評価技術センターや（財）化学物質評価研究機構等を活用）。 各事業における概要は、以下のとおり。 1) 科学的知見の充実 a) 化学物質総合評価管理プログラム（工業技術院との共同施策） 化学物質のリスクを正確に把握し、必要な対策を適時適切に行っていくために、従来の手法に比べて極めて簡易かつ高精度な有害性評価手法の開発を行うなど、数万に及ぶ化学物質についてその有害性やリスク等を容易に評価することができる抜本的な手法の確立のための研究開発等を行う。 b) 高生産量化学物質の有害性データ整備・評価事業 化学物質の安全性点検、評価等に十分な実績を有している（財）化学物質評価研
---	--

究機構に委託し、我が国のみで1000t以上生産している化学物質約100物質のうち、生産量が1000t程度の約30物質について、平成16年度までに化学物質の基本的性状に関するデータ取得とその評価を実施する。

c) 環境ホルモン効果に関する評価・試験法開発事業

スクリーニング試験法による環境ホルモン作用等の有害性データの収集・評価を実施し、それをもとに環境ホルモン有害性評価システムの開発を行う。

2) 法律の適切な施行

a) 化学物質総合管理対策事業

化学物質管理促進法の円滑な施行のため、PRTTR制度の届出、集計・公表に係るシステムやMSDSの交付方法、リスクコミュニケーションのあり方に関する調査研究等基盤整備を図る。また、OECD、UNEP等国际機関で実施されている化学物質管理対策に関する活動や国際会議の対応等諸外国における化学物質の評価・管理に関する調査検討を行う。

b) 化学物質試験方法開発等委託事業

化審法を運用する上で必要な試験方法につき、新たな科学的知見や国際的動向に合わせて見直しを行う。

c) 化学物質管理ナレッジネットワークシステムの開発事業

化学物質関連法令における申請・届出を電子的に受け付け、電子データとして蓄積するシステムを構築するとともに、化学物質管理促進法におけるPRTTR制度(化学物質の排出量等の届出制度)が、平成15年4月から対象となる化学物質の取扱量が5t以上の事業所を有する事業者から取扱量1t以上の事業所を有する事業者まで対象となることを踏まえ、取り扱う化学物質の排出量を事業者が簡便かつ安価に把握できる算出システムを開発・普及する。

5. 想定される選択肢及び各選択肢間の比較(有効性、効率性等)

(1) 国としての取組み

化学物質管理対策として、国・地方公共団体、事業者、NGO、国民等が化学物質の有害性やリスクを容易に評価し得る手法の開発や化学物質の有害性の評価等を行うに当たっては、

- ① 化学物質の有害性評価等は客観的・中立的であるべきことから、利害関係者となる事業者でなく公的な主体が実施することが求められているとともに、
- ② これらの化学物質は国民経済全般にわたって利用されるため、経済活動全体の共通の基盤となるものであり、その適切な管理は、個々の事業者ではなく公的主体が取り組むことが適切であること

などから国が主体となって取り組むことが適切である。また、このように開発された手法等は化審法や化学物質管理促進法の施行のために国が行うリスク評価等に活用することも可能である。

(2) 独立行政法人による取組み

化学物質管理対策については、上記の観点から国が主体となって取り組むことが適切であるが、独立行政法人も中立性等の確保は可能であり、特に技術的・専門的立場から国の取組みの一部について支援等を行うことが適切な場合もあり得る。

(3) 産業界における自主的取組み

化学物質管理対策に関する取組みは、(1)で述べたとおり有害性評価等は本来客観的・中立的なものであるべきこと、多様な産業活動の共通の基盤であることなどから、「公共財的性格を持つ財・サービスの供給」としての位置づけが強く、科学的知見の充実による化学物質の有害性に関する情報の国民への効率的かつ公平な提供の観点からも産業界における自主的取組みには馴染まない。また、こうした取り組みは事業としての採算性も低く、こうした観点からも自主的取組みは困難。

また、仮に、産業界において自主的に取組みが行われたとしても、評価手法の開発等に当たっては客観性・中立性を確保することが困難となることなどから、化審法や化学物質管理促進法の施行のために行うリスク評価等に活用することも難しい。

6. 実施状況のモニタリング方法と事後評価の時期等

(1) モニタリング方法

各事業毎に以下のような形でモニタリングを行う。

1) 科学的知見の充実

a) 化学物質総合評価管理プログラム（工業技術院との共同施策）

- ・化学物質の有害性やリスクの評価に対しては、プロジェクト内委員会及び化学物質審議会による審議（年数回程度）を経るとともに、評価結果はその都度データベース化し一般にも広く公表する。
- ・開発する評価手法は、プロジェクト内委員会（年数回）及び化学物質審議会（開発後）等で審議した後、国際的な標準評価手法とするために、OECDのテストガイドラインへの提案を行う。

b) 高生産量化学物質の有害性データ整備・評価事業

国内では、関係4省庁（通産省、厚生省、環境庁、労働省）、関連機関等によって構成されるレビュー委員会（年に1～2回程度）において、有害性評価レポートの評価が行われる。その後、当該レポートをOECDに提出し、国際的な評価が行われる（年に1回程度）。

c) 環境ホルモン効果に関する評価・試験法開発事業

事業の評価については、産学官の有識者等で構成される「ダイオキシン類・環境ホルモン対応評価・助言会議（平成12年6月15日に第1回会合開催）」において行う。当該会議は、年に2～3回開催される予定であり、事業の進捗に伴い、当初目標と実際の進捗の乖離が広がることを回避するため、事業期間中、毎年度進捗状況等の評価を行い、当該評価結果を公表する。（初年度の評価会合は、平成13年5月頃を予定。）

2) 法律の適切な施行

a) 化学物質総合管理対策事業

毎年、関係者からのヒアリング及び実施報告の確認により行う。

b) 化学物質試験方法開発等委託事業

- ・化学品審議会試験判定部会・試験法分科会において、試験方法の開発等が完了した時点で評価。
- ・OECDに提案するものは、テストガイドライン委員会において評価。
- ・試験機関が参加するGLP（優良試験所指針）※4連絡会等において、届け出者側（ラボ等）の試験法に関する要望・意見を聴取。

c) 化学物質管理ナレッジネットワークシステムの開発事業

全体システムの完成時に、施行運用等に参画した事業者へのアンケート調査を行う。その後の運用に関しては、化学物質情報ネットワークへのアクセス件数、システムの利用件数等のとりまとめにより、利用状況を確認するとともに、利用者へのアンケート調査を行う。

※4 GLP基準：OECDテストガイドラインを補うものとして試験所における管理や試験実施、報告に関する基準を設定するもの。本基準により、化学物質の届出・登録のために規制機関に提出される調査結果が十分に良質かつ正確であることが確保される。

(2) 事後評価の時期（見直しの時期）

1) 科学的知見の充実

a) 化学物質総合評価管理プログラム（工業技術院との共同施策）

平成18年度

b) 高生産量化学物質の有害性データ整備・評価事業

平成17年度

c) 環境ホルモン効果に関する評価・試験法開発事業

事業の全期間において優れたパフォーマンスを確保するため、事業期間中、毎年度、進捗状況等の評価を行う。

2) 法律の適切な施行

a) 化学物質総合管理対策事業

平成19年度（法律全体の運用状況については法附則第3条において施行後7年

- を経過した時点（平成19年2月以降）で見直しを行うこととなっている。）
- b) 化学物質試験方法開発等委託事業
平成18年度
- c) 化学物質管理ナレッジネットワークシステムの開発
平成15年度にシステム全体が稼動した際に運転・利用の状態等を評価する。その後、システム等の運用開始から5年を経過した後に改善点等の評価を行う。

7. 企画・立案過程における有識者、ユーザー等の各種意見

- 1) 科学的知見の充実
- a) 化学物質総合評価管理プログラム（工業技術院との共同施策）
- ・化学物質管理促進法の関係政令・指針策定時に、多数の産業界関係者（化学工業会、電機工業会等）から、排出等によるリスクを適切に評価し得る手法がないと国民に対して科学的な説明を行うことが困難との意見あり。
 - ・本年3月に策定した産業技術戦略調査において、大学、産業界、国研側委員の総意としてリスク等の評価手法の確立が化学物質管理分野における最大かつ喫緊の課題とされた。
- b) 高生産量化学物質の有害性データ整備・評価事業
- ・我が国独自のHPV(約100物質)については、国がその安全性点検を実施すべき。（化学品審議会（平成11年9月））
- c) 環境ホルモン効果に関する評価・試験法開発事業
- ・化学物質管理促進法の審議を行った昨年の通常国会において、環境ホルモン対策を早急に取り組むよう強く求められ、衆・参附帯決議にも盛り込まれている。
 - ・産学官の有識者等で構成される「ダイオキシン類・環境ホルモン対応評価・助言会議」において各種意見を聴取する予定。（平成12年度からの事業のため、今後、有識者等より出された意見を聴取する。）
- 2) 法律の適切な施行
- a) 化学物質総合管理対策事業
- 各業界や都道府県に対する説明会の場や委員会等において、P R T R排出量算出マニュアル、届出方法やリスクコミュニケーション手法の詳細などの早期提示、周知が求められている。また、我が国の有害性分類システムの国際的調和及びJIS化を推進すること、内分泌攪乱作用等に関する科学的知見を充実するための取り組みを一層強化すること等の指摘がなされている。（化学品審議会（平成11年6月））
- b) 化学物質試験方法開発等委託事業
- ・生分解性試験あるいは高分子フローに関し、現在の安全性のレベルを維持したままで簡便な評価を行う手法を採用すること。（現在の規制緩和3ヶ年計画に対する産業界要望）
 - ・新規化学物質の審査において、試験方法は重大な影響を及ぼすため、その改訂に際しては、事前に十分な時間や予算をかけてリングテスト等を行い、詳細な試験法プロトコルの確立等を行っておくべき。（届け出者側及び審議会）
- c) 化学物質管理ナレッジネットワークシステムの開発事業
- 申請・届出手続きの電子化については、「行政情報化推進基本計画の改定について」（平成9年12月20日閣議決定）に基づき推進することが決定しており、「経済新生対策」（平成11年11月11日経済対策閣僚会議）及び「ミレニアム・プロジェクトについて」（平成11年12月19日内閣総理大臣決定）において、平成15年度までに民間から政府、政府から民間への行政手続きをインターネットを利用してペーパーレスで行える電子政府の基盤を構築することとされているところ。
- また、昨年の化学物質管理促進法の制定時以来の事業者との法施行に関する打合せ、中小事業者からの問い合わせ等の際に、化学物質の有害性等に関する情報が一元的に集約されているDBの構築や簡易に排出量等が算出し得る仕組みの構築に対する要望がある。さらに、同法の附帯決議においても、利用者の利便性を勘案したインターネットの利用など幅広い情報提供手段の活用を考慮すべき旨指摘されている。

F A C T S H E E T

事業名：化学物質総合評価管理プログラム 予算費目名 [一般会計（環境特枠）]（目）産業技術基盤研究開発 [石油対策]（目）石油精製合理化対策事業費等補助金 （目細）石油精製システム合理化研究開発費補助金 石油精製物質等適正管理技術開発
13年度予算要求額： 3,800,000千円 （うち、石油対策分1,500,000千円）
直接補助・委託先： 新エネルギー・産業技術総合開発機構 間接補助・再委託先： 民間研究機関 等 交付先件数（一件当たり単価）： 補助率： 終 期： 平成17年度
事業内容 (1)化学物質リスク評価等データ整備及び基盤技術研究開発 ①既存化学物質安全性点検事業の加速化（P C B様化学物質の一斉点検等） 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」に基づき、既存の化学物質の安全性の点検を30年来継続している「既存化学物質安全性点検事業」を抜本的に見直し、生産輸入量が原則100t以上の化学物質（約2800物質）について、今後5年間を目処に、早急に対応すべき物質の点検を行う。 さらに、これらの新たに取得したデータ及び既存データを活用して、分解性・蓄積性に係る構造活性相関手法（化学物質の構造から簡易かつ迅速に有害性を評価する手法）を開発し、これを活用しつつ点検作業を大幅に効率化することにより、化審法上のリスクの高い化学物質（点検済みを含め約4000物質）が難分解・高蓄積性の性質を持つか否かの確認を実施し、分解性・蓄積性に係る基本データの収集・整備を完了する。 ②化学物質リスク等データ整備・基盤技術研究開発 化学物質管理促進法対象物質（435物質）の中で、特に人への健康リスクが高いと考えられる高生産量化学物質（約180物質）を中心に、今後5年間で、当該物質のリスクや管理対策を講じたことによるリスクの削減効果を評価する。また、当該成果を事業所等の固定発生源や自動車等の移動発生源、製品、廃棄物等の多様な排出源から排出された多種多様な化学物質に適用するための新たな暴露モデルの提示等の基盤技術研究開発を実施する。 (2)化学物質総合リスク評価管理システムの開発 (1)の「化学物質リスク評価等データ整備及び基盤技術研究開発」で得られたデータ及び技術をもとに、石油精製工程や石油製品等から排出される化学物質に対して遺伝子解析手法の活用等による高精度・簡易毒性評価システムやリスクベネフィット分析システム等を開発する。

F A C T S H E E T

施策・制度名： 高生産量化学物質の有害性データ整備・評価 予算費目名（目） 環境対策技術開発等委託費 創設年度： 平成 1 2 年度
13年度予算要求額（対前年度比）： 1 4 8 , 0 0 3 千円（前年同）
直接補助・委託先： （（財）化学物質評価研究機構） 間接補助・再委託先： 交付先件数（一件当たり単価）： 補助率： 終 期： 平成 1 6 年度
事業内容 我が国のみで 1 0 0 0 t 以上生産している化学物質約 1 0 0 物質のうち、対応の必要性の高い化学物質（約 3 0 物質）について、化学物質の基本的性状に関するデータ取得試験（物理化学的性状試験、分解性試験等）とそのデータの評価を実施する。 平成 1 3 年度は、平成 1 2 年度に引き続き、約 6 物質について実施。
前年度実績（制度の応募・利用状況等の参考データ）
<平成 1 2 年度実施予定> 化学物質の基本的性状に関するデータ取得試験（物理化学的性状試験、分解性試験等）とそのデータ評価を実施する。（約 6 物質）

F A C T S H E E T

施策・制度名：環境ホルモン効果に関する評価・試験法開発 予算費目名（目）環境対策技術開発等委託費 創設年度：平成12年度
13年度予算要求額（対前年度比）：370,000千円（前年同）
直接補助・委託先：（（財）化学物質評価研究機構） 間接補助・再委託先： 交付先件数（一件当たり単価）： 補助率： 終 期：平成16年度
事業内容（平成13年度） 環境ホルモン作用を有すると疑われている化学物質について、スクリーニング試験法による有害性データを取得・評価するとともに、構造活性相関手法（化学物質の構造から簡易かつ迅速に有害性を評価する手法）による有害性評価システムの開発を行う。 ① 平成12年度に引き続き、スクリーニング試験法（子宮増殖法（女性ホルモン作用）、ハッシュバーガー法（男性ホルモン作用）等）を用いて、環境ホルモン作用を有すると疑われている物質のデータを取得する。（12年度実施以外の物質） ② 構造活性相関システムの開発に向けて、スクリーニング試験等のデータの収集・整理、化学物質の構造（レセプター、官能基）パラメーター整備、予測式の検討等を実施する。（平成14年度までにシステムのプロトタイプを作成する。）
前年度実績（制度の応募・利用状況等の参考データ）
<平成12年度実施予定> ① スクリーニング試験法（子宮増殖法（女性ホルモン作用）、ハッシュバーガー法（男性ホルモン作用）等）を用いて、環境ホルモン作用を有すると疑われている物質のデータを取得する。（約25物質） ② 構造活性相関システムの開発 ・コンピュータ等の各種装置類の整備 ・既存ソフトの調査 ・化学物質の構造（レセプター、官能基の3次元構造）パラメーター整備

F A C T S H E E T

施策・制度名：化学物質総合管理対策 予算費目名（目）技術基準等調査委託費 （目細）化学物質安全確保・国際規制対策推進等委託費 創設年度：平成 4 年度	
13年度予算要求額（対前年度比）： 1 2 9 , 3 6 2 千円（▲ 4 , 1 2 4 千円）	
直接補助・委託先：民間団体等 間接補助・再委託先： 交付先件数（一件当たり単価）： 3 件（4 3 , 1 2 1 千円） 補助率： 終 期：平成 1 7 年度	
事業内容	
(1) 基礎調査 (イ) 国内外最新情報の収集費 (ロ) 対象物質選定情報収集・整理	0千円 (27,209千円) 0千円 (6,789千円) 0千円 (20,420千円)
(2) 国際会議等対応費	0千円 (14,106千円)
(3) 化学物質排出量・移動量登録支援体制整備 93,784千円 (59,307千円) 平成 1 2 年度に引き続き、「特定化学物質の環境への排出量等の把握及び管理の改善の促進に関する法律（以下、化学物質管理促進法）」において事業者が排出量を把握する際に活用する排出量等推計マニュアルの改善を行うとともに、リスク評価に必要な 3 5 4 物質のうち未調査の 1 0 4 物質のデータの収集を行う。 さらに来年度は対象物質の模擬的なリスク評価を行い、各物質毎のリスク等について解説書を作成する。 また、化学物質管理促進法における届出義務対象とならない裾切り以下の事業者の排出量の推計を行うため、平成 1 2 年度に引き続き、裾切り以下の事業者からの排出量の推計方法の検討を行うとともに、来年度はさらに、これらの裾切り以下の事業者に対して排出量推計のためのアンケート調査を実施する。	
(4) 未説明ハザードに係るリスク評価・軽減調査	0千円 (9,570千円)
(5) M S D S 流通促進支援体制整備	7,875千円 (23,294千円)
平成 1 2 年度に開発したシステムの改良及びデータの試験的入力を行う。更に各事業者所有の M S D S のデータベースをネットワーク化することにより、関係者が M S D S 関連情報を共有・活用できるためのシステムを構築する。	
(6) 化学物質評価・管理に係る国内外調査等	27,703千円 (0千円)
I F C S、U N E P、O E C D 等国際機関における種々の活動や国際会議への対応をはじめ、各国における化学物質の評価、管理に関する状況調査を行う。特に、喫緊に条約化が見込まれる P O P s（残留性有機汚染物質）条約や国際的に関心が高まっている内分泌攪乱物質等の未説明のハザード情報に関する政策的・技術的情報について早急に収集・検討を行う。（上記(1)、(2)、(4)を一本化）	
前年度実績（制度の応募・利用状況等の参考データ）	
(1) 基礎調査 (イ) 国内外最新情報の収集費 化学物質のハザードの分類方法、表示方法、用語等について、O E C D、U N E P 等関係国際会議の場において、我が国の意見提出、状況報告等を行うため、国内外の制度枠組み、制度導入動向、運用状況等について調査を行い、国際的整合性を踏まえた我が国としての対応策をとりまとめる。 (ロ) 対象物質選定情報収集・整理 内外の化学物質のハザード評価情報を収集し、化学物質管理促進法の化学物質安全データシート（M S D S）及び有害化学物資排出・移動登録制度（P R	

T R) の対象物質の選定に必要な有害性情報を収集・整理し、対象物質を政令指定した。

(2) 国際会議等対応費

化学物質総合管理に係る国際的活動の状況を踏まえ、リスクマネジメントプログラム、P R T R、M S D S) 等に係る検討を行い、O E C D等関係国際会議に参画し、我が国としての検討結果の報告等を行う。

(3) 化学物質排出量・移動量登録支援体制整備

排出量等推計マニュアルの整備を行うとともに、リスク評価の方法検討やそのために必要な250物質分のデータの収集を実施。また、平成14年度から化学物質管理促進法における届出が開始されることを踏まえ、届出対象外となる裾切り以下の事業者の事業所からの排出量推定方法の検討を行う。

(4) 未説明ハザードに係るリスク評価・軽減調査

これまでの成果の具体的な利用方法としては、諸般の施策に反映するための基礎資料として活用しているほか、内分泌かく乱物質作用検討分科会の検討資料として、また、関係省庁や関係業界等に配布し、内分泌かく乱物質問題に関する情報の共有、連携を図っている。

(5) M S D S 流通促進支援体制整備

事業者が提供することを法律上義務づけられるM S D Sをデータベース化し、インターネット上に公開するシステムを開発する。当該データベースは、化学物質のハザード情報の提供方策の一つとして活用するとともに、ハザード情報としての行政、消費者等に対しての情報提供活動としても活用する。

F A C T S H E E T

施策・制度名：化学物質総合管理対策 予算費目名（目）化学物質安全確保対策等調査費（特目庁費） 予算費目名（目）化学物質管理基盤整備等委託費 創設年度：平成4年度
13年度予算要求額（対前年度比）： 170,063千円（+37,688千円）
直接委託先：独立行政法人製品評価技術基盤機構（製品評価技術センター） 交付先件数（一件当たり単価）： 1件 終 期：平成17年度
事業内容
1. 化学物質管理基盤整備（化学物質管理基盤整備等委託費） (1)化学物質排出量・移動量登録システム整備 94,567千円（100,630千円） 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下、化学物質管理促進法）」において事業者が、電子情報処理組織を通じて行うの対象化学物質の排出量・移動量の届出の受付、集計、公表のためのシステムを整備するため、平成12年度のシステム試作やテストランの結果を踏まえ、システムの改善等行うとともに所要のハード等の整備を行う。また、テストランのための実施要領の作成・配布を行う。 (2)取扱事業者等調査 31,472千円（20,345千円） 化学物質管理促進法の対象となる事業者リストの作成を目的として、平成12年度の調査に引き続き、未調査の23都道府県を対象に取扱量を調査する。来年度は、対象物質が当初の予定より増加したことに対応するとともに、法律対象外となる裾切り以下事業者の排出量推計のための基礎データとしても本調査を利用するため、調査内容を拡大する。 2. 普及啓発等基盤整備事業（化学物質安全確保対策等調査費（特目庁費）） 44,024千円（11,400千円） 化学物質管理促進法における平成14年4月からの排出量の届出開始を踏まえ、本法に対する幅広い理解を得るため、事業者に対するパンフレットの配布等の普及啓発活動の拡充を図るとともに、事業者と周辺住民等との間で化学物質のリスクに関するコミュニケーションが円滑に行われるように、平成12年度に引き続き、国内外の取組状況や事例調査を行う。また、リスク比較等を行う参考資料を作成することにより、リスクコミュニケーションのためのマニュアルを作成する。
前年度実績（制度の応募・利用状況等の参考データ）
化学物質総合管理対策調査（特目庁費） (1)化学物質排出量・移動量登録システム整備 事業者が電子情報処理組織経由で行う届出の受け付け、集計、公表のためのP R T Rシステムの試作を行うとともに、システム改善を行うために6都道府県においてテストランを実施する。 (2)取扱事業者等調査 本事業は、化学物質管理促進法の対象となる事業者のリストを作成するため、法律の対象となり得る21人以上の規模を有する事業者の生産、使用等の取扱量の実態調査を行う（調査対象は使用量のもっとも多い一物質のみ）。平成12年

度は、全都道府県の半数の24都道府県において調査を実施する。

(3)普及啓発等基盤整備事業

リスクコミュニケーションを実施している個別企業への「事例調査（海外の成功事例等）」を行い、最良なコミュニケーションのあり方やそれに必要な人材育成のあり方につき検討を実施するとともに、事業者への普及啓発も行う。

F A C T S H E E T

施策・制度名：化学物質安全確保対策 予算費目名（目）技術基準等調査委託費 （目細）化学物質安全確保・国際規制対策推進等委託費 （化学物質試験方法開発等委託） 創設年度：昭和49年
13年度予算要求額（対前年度比）：48,671千円（▲5,408千円）
直接委託先：民間研究機関（（財）化学物質評価研究機構） 再委託先：なし 交付先件数（一件当たり単価）：1件 補助率： 終 期：平成17年度
事業内容 本事業においては、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」における国会附帯決議の指摘（国際的動向や科学技術の動向に応じた化学物質の安全性の評価のための試験項目・方法等の見直し）及びOECD等における試験法の改良と標準化の動向を踏まえ、平成12年度に引き続き、OECDテストガイドラインに基づいた各種の評価試験法（生分解性試験、濃縮試験（魚を用いた濃縮試験、分配係数）等）の確立・改良・導入等を実施する。
前年度実績（制度の応募・利用状況等の参考データ） ①平成10年に、我が国が中心的な役割を果たして従来5種類あったOECDテストガイドラインの濃縮試験法の統一を実現している。この試験法は、平成11年から化審法でも採用しているところであるが、新しい試験方法に基づく結果で安全性を評価するための基礎データの収集整備を図る。 ②OECD等において、新規化学物質の届け出等に関する国際的な整合化に関する議論が開始されている。中でも、高分子については、先行して議論される可能性が高いため、化審法の試験方法（高分子フロー）について、国際的な整合化を念頭においた調査・検討を行う。

F A C T S H E E T

施策・制度名：化学物質管理ナレッジネットワークシステム（仮称）の開発 予算費目名（目）未定 （目細）未定
13年度予算要求額：500,000千円
委託先： 交付先件数（一件当たり単価）： 補助率： 終 期：平成15年度
事業内容
1. 政府全体で進められている電子政府プロジェクトの一環として、化学物質関連法令における申請・届出を電子的に受け付け、電子データとして蓄積するシステムを構築し、事業者による届出事務負担を軽減する。 2. 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」におけるP R T R制度（化学物質の排出量等の届出制度）が平成15年4月から本格的に実施されることを踏まえ、取り扱う化学物質の排出量を事業者が簡便かつ安価に把握できる算出システムを開発・普及し、技術的にも手続的にも難解な本制度の届出事務をある程度自動的に行うことができるようにすることにより、特に数万から数十万にのぼる義務者の大半を占める中小事業者の届出事務負担を軽減する。

F A C T S H E E T

施策・制度名：化学物質審査規制法施行に係る技術基盤整備 予算費目名（目） 化学物質管理基盤整備等委託費 創設年度： 平成7年度
13年度予算要求額（対前年度比）： 46,689千円（▲5,187千円）
直接委託先： 独立行政法人製品評価技術基盤機構（製品評価技術センター） 交付先件数（一件当たり単価）：1件 終 期：－
事業内容 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下、化審法）」における新規化学物質の審査において過去の審査結果との整合性等を図るため、これまで蓄積してきた多数の審査データを整理し、データバンク化するとともに、化学物質による環境汚染の状況を事前に把握することが重要との観点から、化学物質の環境濃度予測システムを開発し、適正な管理業務に活用する。 また、化審法の審査の迅速化等の観点から構造活性相関手法（化学物質の構造から簡易かつ迅速に有害性を評価する手法）による評価の可能性を検討するための基本調査を実施するとともに、申請者の利便性の向上、国際整合性の確保を図るため、既存化学物質等へのC A S 番号（Chemical Abstracts Service：米国化学会における化学物質の識別番号）の付与、I U P A C（国際純正及び応用化学連合）による命名を行う。
前年度実績（制度の応募・利用状況等の参考データ） 平成11年度に申請された化学物質安全性審査データ等についての分類、整理、データバンクへの入力を行うとともに、環境濃度予測計算結果とモニタリング結果の比較による数値モデルの精度、適用範囲向上のためのシステム改良等を実施。また、新規化学物質及び既存化学物質等の水／オクタノール分配係数のデータ（LOGPOW）について実測値の収集と計算結果の算出を行い、比較検討を行った。さらに、主として既存化学物質名簿3類のC A S 番号及びI U P A C 名称の付与作業を行った。 （参考） 2類：有機鎖状低分子化合物 3類：有機炭素単環低分子化合物 4類：有機炭素多環低分子化合物 5類：有機複素環低分子化合物